

目 次

70



発行 東京都

条例のあらまし

○災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例	（条例第七六号）
○特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（同）
○市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（同）
○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例	（デジタルサービス局）
○東京都立学校設置条例の一部を改正する条例	（東京都教育委員会）
○東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例	（保健医療局）
○興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例	（同）
○旅館業法施行条例の一部を改正する条例	（同）
○ブール等取締条例の一部を改正する条例	（同）
○東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例	（同）
○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例	（環境局）
○火災予防条例の一部を改正する条例	（東京消防庁）
○都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例	（総務局）

●災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例（条例第七六号）

一 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和五年法律第一四号）の施行による新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二四年法律第三二号）の改正等に伴い、規定を整備します。

（例）新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当
↓ 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当

●特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第七七号）

- 一 特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。
二 この条例は、公布の日から施行します。

●市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第七八号）

- 一 市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改めます。
二 この条例は、公布の日から施行します。

条例

●行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第七九号）

一 都の執行機関が個人番号を利用することができる事務等を追加します。
二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

● 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第八〇号）

一 特別支援教育の推進を図るため、東京都立八王子南特別支援学校を設置します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

ずれか遅い日から施行します。

● プール等取締条例の一部を改正する条例（条例第八四号）

一 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五二号）の施行による公衆浴場法（昭和二三年法律第一三九号）の改正を踏まえ、規定を整備します。

二 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五二号）の施行による公衆浴場法（昭和二三年法律第一三九号）の改正を踏まえ、規定を整備します。

二 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五二号）の施行による公衆浴場法（昭和二三年法律第一三九号）の改正を踏まえ、規定を整備します。

● 東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第八一号）

一 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五二号）の施行による公衆浴場法（昭和二三年法律第一三九号）の改正に伴い、旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に関する手数料に係る規定を整備します。

二 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行します。

● 興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第八二号）

一 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五二号）の施行による公衆浴場法（昭和二三年法律第一三九号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五二号）の施行による公衆浴場法（昭和二三年法律第一三九号）の改正に伴い、規定を整備します。

● 興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第八三号）

一 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五二号）の施行による公衆浴場法（昭和二三年法律第一三九号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五二号）の施行による公衆浴場法（昭和二三年法律第一三九号）の改正に伴い、規定を整備します。

● 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（条例第八六号）

一 脱炭素社会の実現に向けた実効性ある取組の強化を図るため、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度及び地球温暖化対策報告書制度について、所要の改正を行います。

（例）温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度

本制度の義務対象である指定地球温暖化対策事業者に対して、再生可能工エネルギー等の使用量の把握及び報告を義務付けます。

二 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のい

ずれか遅い日から施行します。

別表五の項中

同 東久留米特別支援学校	東久留米市野火止二丁目一番十一号
同 八王子南特別支援学校	東久留米市野火止二丁目一番十一号 八王子市鎌水二丁目八十八番地一

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月十三日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第八十一号

東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都保健医療局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

別表八の項口中「又は第三条の三第一項」を「、第三条の三第一項又は第三条の四第一項」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する。

令和五年十月十三日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第八十二号

興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例の一項を改正する条例

興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「相続」を「譲渡、相続」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月十三日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第八十三号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和三十二年東京都条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月十三日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第八十四号

プール等取締条例の一部を改正する条例

プール等取締条例(昭和五十年東京都条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「について」を「が当該経営を譲渡し、又は許可経営者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相続人」を「、当該経営を譲り受けた者又は相続人」に改める。

(施行期日)
附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

この条例による改正後のプール等取締条例第三条の二の規定は、この条例の施行の日前にプール等取締条例第三条第一項に規定する経営の許可を受けた者から当該経営の譲渡があった場合における当該経営を譲り受けた者については、適用しない。

この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八十五号

東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例

東京都ふぐの取扱い規制条例(昭和六十一年東京都条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項中「について」を「が当該営業を譲渡し、又は営業者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相続人」を「、当該営業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

(施行期日)

1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都ふぐの取扱い規制条例第十二条の二の規定は、この条例の施行の日前に東京都ふぐの取扱い規制条例第二条第五号に規定する営業者から当該営業の譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八十六号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第五条の七第六号中「所有者」を「規則で定める所有者」に改め、同条第十五号中「各年度」を「年度」に改め、「(第五条の十五第二項の規定により削減義務率が減少した年度については、その減少後の値)」を削る。

第五条の八第二項中「所有している事業者」の下に「(住居の用に供する部分のみを所有するものを除く。以下この条から第五条の九までにおいて同じ。)」を加える。

第五条の九第一項第三号中「所有する」を「所有している」に改める。

第五条の十一第一項中「各削減義務期間」を「削減義務期間」に改め、同項第二号A中「を超えた量」を削り、同条第四項中「第五条の十三第一項第三号」を「第五条の十三第一項第四号」に改める。

第五条の十二中「各削減計画期間」を「削減計画期間」に改める。

附 則